

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

2023年9月号

Dプロニュース

ご連絡先: 2023年9月11日(月)下記住所に移転します

〒231-0013

横浜市中区住吉町 4-45-1 関内トーセイビル II 10 階

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail: info@d-produce.com

HP: <https://www.d-produce.com>

<https://d-produce-yokohama.com>



12月よりアルコール検知器による アルコールチェックが義務化されます

◆12月1日から義務化決定

現在、令和4年4月施行の道路交通法の改正により、「白ナンバー」車(自家用車)を5台以上、または定員11人以上の車を1台以上保有している事業者は、運転の前後に目視による酒気帯びの確認とその記録の1年間の保管が義務付けられています。しかし、12月1日からは、アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化されることが決定しました。

検知器によるアルコールチェックの義務化は、当初は令和4年10月の施行を予定していましたが、世界的な半導体不足の影響でアルコール検知器の供給が間に合わないとして延期となっていました。その後、アルコール検知器の生産・供給が可能な状況となり、パブリックコメントを募集し施行日が決定しました。

◆アルコールチェックの業務

アルコール検知器を用いたアルコールチェックの業務は以下のとおりです。

- ・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器{※}を用いて行うこと
- ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。

※アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。

また、運転業務前後に、安全運転管理者による目視での確認(対面で顔色、呼吸(アルコールの匂い)等)と記録が必要となります。

◆使用者が責任を問われることも

従業員が酒気帯び運転や飲酒運転で事故を起こした場合、使用者に刑事罰が科される場合がありますし、企業イメージにも大きな影響を与えることとなります。滞りなくアルコールチェックが実施できるように体制を整えておきましょう。

【警視庁「アルコール検知器使用義務化規定の適用について」】

https://www.npa.go.jp/news/release/2023/02_sankou.pdf

【警察庁ポスター、リーフレット】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/ankanleaflet.pdf>

令和4年度労基署の監督指導結果 & 指導事例

厚生労働省より、令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労基署が実施した監督指導の結果が公表されました。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労

死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に行われたものです。指導事例等も公表されているので、概要を紹介します。

◆監督指導結果のポイント

- (1) 対象期間: 令和4年4月～令和5年3月
- (2) 対象事業場: 33,218 件
- (3) 主な違反内容((2)のうち、法令違反があり是正勧告書が出された事例):
 - 1 違法な時間外労働があった: 14,147 事業場(42.6%)
 - 2 賃金不払残業があった: 3,006 事業場(9.0%)
 - 3 過重労働による健康障害防止措置が未実施: 8,852 事業場(26.6%)

◆指導事例のポイント

違反内容で4割超を占め、違法な時間外労働が行われていたとして、労基署が行った主な指導事例を紹介します。

- ◇長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
 - ・36 協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告
 - ・労基法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告
 - ・時間外・休日労働時間を1か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ◇時間外・休日労働時間が1か月当たり 80 時間を超えた労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかったこと
 - ・時間外・休日労働時間が1か月当たり 80 時間を超えた労働者に対し、かかる時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかったことについて是正勧告
- ◇休日労働に対する割増賃金を支払っていないこと
 - ・休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告
- ◇衛生委員会における調査審議等がされていないこと

- ・衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されていなかったことについて是正勧告

- ・1か月当たり 80 時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導

- ◇深夜業に従事する労働者に対する健康診断を実施していなかったこと

- ・深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、健康診断を実施するよう是正勧告

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/00969975.pdf>

フリーランスの取引に関する新しい法律のポイント

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が先の通常国会で可決成立し、5月12日に公布されました。

同法は2024年秋頃までに施行されますが、7月25日に周知資料としてリーフレットが公表されましたので、そのポイントを紹介します。

◆法律の適用対象

適用対象は、発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引です。フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの、発注事業者とは、フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するものをいいます。

◆法律の内容

次の義務が、発注事業者が満たす要件に応じて課されます。

- ① 書面等による取引条件の明示……業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払い……発注した物品等を受け取った日から数えて 60 日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
- ③ 禁止事項……フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
- ④ 募集情報の的確表示……広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮……継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備……フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること
- ⑦ 中途解除等の事前予告……継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として 30 日前までに予告しなければならないこと

【厚生労働省「フリーランスの取引に関する新しい法律ができました」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001124404.pdf>

9 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

10 月 2 日

- 個人事業税の納付<第 1 期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

編集後記

秋風索漠には程遠く、残暑厳しく暑い毎日が続いておりますが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか？

D・プロデュースの千葉です。

年度更新・算定といった社労士事務所一番の繁忙期を乗り越え、人心地つきたいところなのですが、相変わらず慌ただしい毎日を過ごしております。

と、申しますのも顧問先の皆様には随時ご案内しておりますが、弊社は 9 月 11 日 (月)

より新しいオフィスに移転することになりました。

環境への配慮のためペーパーレス化が叫ばれる世の中で、紙の資料が手放せないアナログ人間な私…。重い腰あげて片付けを始めねばなりません。

(サボっていたのではなく他に優先すべき業務があったことをここで主張しておきます！)

移転の計画は数年前から事業計画に盛り込まれていたのですが、コロナで保留となっており、ようやく今年に実現することができました。

場所は横浜市中区住吉町4-45-1 関内トーセイビルⅡ 10階です。
現在と同じ関内エリアで現事務所より少し駅が近くなりますので、関内においでの際は、是非お立ち寄りください。

新しいオフィスでも皆様のお役に立てるよう、日々邁進していく所存です！
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。